

令和5年度介護サービス事業所実態調査業務委託仕様書

1 調査目的

県内介護サービス事業所における施設入所者等の実態、介護事業所等の経営実態、介護従事者の処遇状況等に関する調査を実施し、介護サービスの充実や介護人材の育成、介護現場の環境改善等の各種施策の検討材料及び第9期ゴールドプラン策定に活用することを目的とする。

2 調査概要

- (1) 調査対象範囲 佐賀県内に設置されている介護サービス事業所 1,635 施設
- (2) 調査対象者 県内に設置されている介護サービス事業所及び勤務する職員
- (3) 調査標本数 事業所用 1,635、介護従事者用 6540
内訳：事業所 1,635 施設、介護従事者 6540 人（1 施設当たり職員 4 名）
※介護従事者の選定は事業所において行うこととする。
- (4) 調査方法 Web（LoGo フォーム）アンケート形式による無記名調査とする。
※Web（LoGo フォーム）アンケート形式による回答が困難な事業所へは、別途紙による調査もしくはメールによる回答で対応することとし、紙の調査件数は 100 件程度見込む。（業務完了後、紙の調査にかかる一切の経費を精算することとする。入札価格には 100 件で積算すること。）
- (5) 調査項目 事業所用として 32 問程度、介護従事者用として 26 問程度
※質問項目は、県が作成するものとする。

3 委託業務の内容

- (1) 調査の実施に係る具体的な作業内容（前提として事業所への調査回答依頼は県で行うこととし、県のアンケートシステムにより回答を集計することとする。）

① Web 回答ができない事業所への対応

県のアンケートシステム（LoGo フォーム）により回答できない事業所へは、郵送による回答もしくはメールによる回答を認めることとし、調査票のレイアウト作成・印刷・発送・返信用封筒（切手を貼付）の同封等必要な対応をとること。また、返信先を受託者とし、回答内容を電子化し②の集計資料とすること。

② 調査結果の集計・分析

県からは事業所が LoGo フォームで回答したデータ（CSV 形式）と事業所が Excel データで回答したデータが提供される。受託者は提供されたデータを集計し、県全域及び県内の市町ごと及び県内介護保険者管轄地域ごとに調査の分析を行う。調査結果については、属性や

地域、前回調査との比較、設問間の相関関係を考慮し、できる限りのクロス集計を行い、有意な差が認められるものについては、集計・分析のうえグラフ等を用い調査報告書としてまとめること。

また、受託者は、県の指示に応じて随時必要なデータの加工及び図表の作成を行うものとする。

- ※ 有意な差とは、集計の結果で、明らかに差がみられる回答のこと。
- ※ 調査報告書では、集計結果に対する分析結果のコメントを記入すること。
- ※ 設問ごとの「その他」や巻末の自由記述の設問等において、カテゴリ分けをすること。
- ※ 過去の報告書で加工可能なデータファイルの提供は可能。
- ※ 前回調査との比較用に過去の集計データは県から提供する。
- ※ 図表のイメージは別添を参照すること。

(2) 成果品及び納品時期

下記の成果品について、9月7日（木）までに県長寿社会課あて提出すること。なお、7月10日（月）までに中間報告書（図表は求めないが、集計及び分析結果がわかる資料）を提出すること。

- ・調査報告書各50部（一色A4版無線綴じ）（前回調査報告書：事業所用290ページ、介護従事者用328ページ）なお、前回調査より事業所8問程度、介護事業所1問程度設問数が増加しており、ページ数増加を見込むこと。
- ・調査報告書の電子媒体CD-ROM：Word形式
- ・本事業の調査票等により収集したすべてのデータ（調査票はファイルに綴じて提出すること。）

4 業務実施上の条件

- ・実態調査の設計（調査内容及び調査手法）については、県と最終的な協議を行ったうえで決定すること。
- ・委託者は、県と3回程度（契約後、回答集計後、分析終了後、その他県長寿社会課が必要と認めるとき）打ち合わせ（オンライン会議可）を行うこと。
- ・アンケート回収状況及び分析状況、報告書作成状況等について、県の求めに応じて報告すること。
- ・成果品である調査報告書の案について、事前に県と調整を行い、必要に応じて修正等を行ったうえで県の実情を得ること。

5 業務委託期間

契約締結日から令和5年9月7日（木）まで

6 委託費（内容）下記にかかる一切の費用

- ・紙アンケート（上記3（1）①）に係るアンケート準備、印刷、発送、回収、
- ・データ入力・集計
- ・報告書の作成、印刷、納品
- ・その他業務実施のために必要な経費

7 協議事項

- ・この仕様書に記載のない事項については、県長寿社会課及び受託者で協議して定めることとする。
- ・県長寿社会課は、仕様書に定める事項に逸脱する行為が求められた場合は、再調査の実施を命じ、あるいは、契約の解除等をなすことができるものとする。
- ・回答率が低い場合は、契約期間を延長し、紙アンケートの送付部数拡大及び郵送督促等を行うことがある。（増加費用は別途協議を行う）

8 留意事項

- ・委託業務の実施に当たっては、県長寿社会課と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県長寿社会課からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・業務に際しては、第三者とのトラブルが発生しないように留意するとともに、受託者によるトラブルは、受託者が責任を持って対処すること。
- ・本業務の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、県長寿社会課に帰属するものとする。
- ・本調査により得られたデータ等全てについて、本調査の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ・本調査により得られたデータ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもってあたなければならない。
- ・県による業務の検査確認に合格した時点をもって直ちに県に提出すべきデータ以外のデータ（調査に付属する書類等）を破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもってあたなければならない。
- ・業務にあたって、既存の設備、構造物、備品等に損害を与えた場合は、受託者の責任において原状に回復すること。
- ・県のアンケートシステム（LoGo フォーム）の付与されたIDとパスワードの取り扱いについては細心の注意をもってあたなければならない。
- ・本事業で取り扱う個人情報は、「個人情報特記事項」を遵守するものとする。

9 令和5年度 スケジュール（予定）

